

中川事務所新聞

第 1 0 6 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【有期労働契約の新しいルールができました】

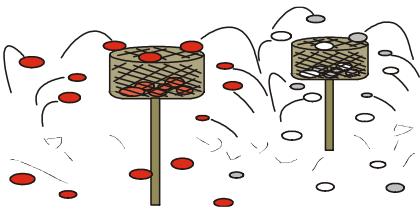
無期労働契約への転換

同一の利用者との間で有期労働契約が通算で5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換されます。

- ・利用者側に選択の余地はありません。
- ・無期契約になると解雇の制限を受け、労働者を容易に解雇することができません。

「雇止め法理」の法定化

「雇止め」とは、有期労働契約の更新を利用者が拒否することによって労働契約を終了させ



ることで、これが法律で明確に制限されます。

これについても と同様に、解雇の制限を強く受けることとなります。

不合理な労働条件の禁止
有期契約労働者と無期契約労働者との間で、不合理に労働条件を相違させることが禁止されます。

【全額保証対象業種の縮小】

現在保証協会のセーフティネット保証においては、全業種で保証協会の100%保証がなされているところですが、11月から対象業種が4割削減され、8割保証に戻ります。

2割がプロパーになることによって、金融機関の貸し渋りが増えることが見込まれます。金

利上昇リスクも踏まえ、資金調達には早めの対策が必要です。

【厚生年金保険料率の値上げ】

9月分から厚生年金の保険料率が16.412% 16.766%へ上がります。給与計算時には間違いの無いよう見直す必要があります。

【9月の事務予定】

- ・9月決算法人期末実地棚卸
- ・6月決算建設業決算変更届
- ・7月決算法人確定申告&納税
- ・1月決算法人中間申告&納税
- ・秋の全国交通安全運動



知ってお得！？法律雑学

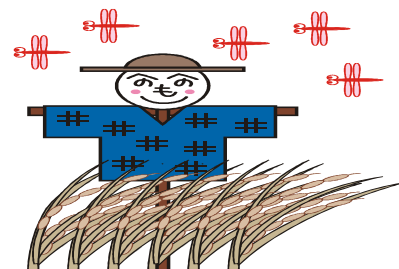
Q . 自転車で交通違反をした場合、車の運転免許に何か影響があるのでしょうか？

A . 自転車と車の免許は関係ありません。ただし、自転車には反則金制度(青キップ)が適用されないため、交通違反にはすべて罰則(赤キップ・前科)が適用されます。

例えば、信号無視の交通違反をした場合、普通自動車では反則金9千円+行政処分2点になります。これが自転車だと3月以下の懲役または5万円以下の罰金と、かなり厳しくなります。

先ごろ、警察による自転車の交通違反取締りを強化する

との記事が出ていました。実際に検挙件数も増えているそうです。皆で交通ルールを守って安全な交通社会を築きたいものです。



経営談義

【利益率から逆算する】

ある会社が銀行から不必要と思われる書類を要求されました。その書類の取得に役所に400円払う必要があります。銀行は当然のごとくその費用負担を会社に要求しました。

さて、その銀行の普通預金金利は0.02%です。400円をこの金利で割り戻すと、200万円になります。つまり、無駄遣い400円をこの銀行から取り返すためには、200万円もお金を一年間預け続けなければなりません。

金利といえば別の観点もあ



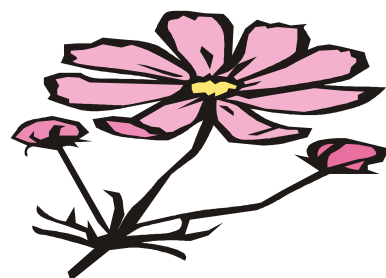
ります。銀行の貸出金利を仮に2%だとすると、例えば100万円の融資について、銀行が払うコストは200円、得られる利益は2万円、その差100倍です。一般企業で200円で仕入れたものを2万円で売り続けるなどというのは夢のまた夢でしょう。

利ザヤで100倍も稼ぐ企業体であるならば、コスト意識が希薄になっても仕方ないのかもしれませんが。400円というのはたかだか400円であって、そもそもコストという認識すらないのかもしれませんが。しかし、私たち一般的な中小零細企業はそのような感覚に陥ってはいけません。銀行の態度は大いに反面教師にするべきです。

一般的に売上高に対して5

%程度の経常利益(年商1千万円につき50万円の利益)があれば優良企業といえるのが現状です。ここから逆算すると、1千円のコストは2万円の売上高に匹敵します。ちなみに、利益率の低い会社なら、必要な売上はもっと多くなります。

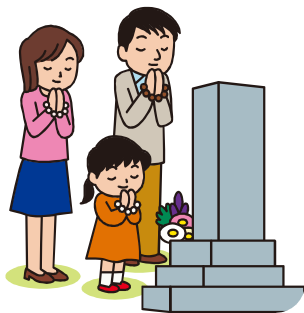
経費について考えるとき、売上に換算するといくらになるかを意識することで、経費削減に対する意欲も変わってきます。「経費÷自社の利益率」の計算式を常に頭の片隅に置いておきましょう。



あつた

生まれて初めて北海道へ行きました。涼しい所だと期待して行ったものの、札幌ではこちらと変わらず夜は熱帯夜、日中も軽く30度を越えていました。さすがに郊外に出ると気持ちよかったです。北海道に対するイメージが変わってしまいました。

九月になると例年になくスポーツの予定が多く入っています。ジム通いが功を奏して最近はずっかり動ける体に仕上がってきたので、怪我をしない程度に思う存分楽しむつもりです。



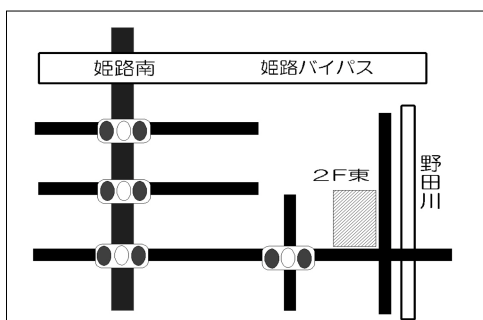
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1
田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp